

(別表)

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 科学技術研究調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から12月までの9か月間</p>	総務省
	<p>○ 科学技術研究調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品(調査票等を除く)の印刷、調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成22年12月までの2年9か月間</p>	
(2) 科学技術研究調査以外の総務省所管の指定統計調査	<p>○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省
(3) その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査	<p>○ 平成20年7月から開始するサービス産業動向調査(仮称)(承認統計調査)について、実査業務の民間開放を行うこととし、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成22年5月末までに結論を得る。</p>	総務省
	<p>○ 民間給与実態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p>	財務省
	<p>○ 文部科学省所管のすべての指定統計調査について、地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成20年3月までに講じる。</p>	文部科学省
	<p>○ 社会福祉施設等調査(承認統計調査)及び介護サービス施設・事業所調査(承認統計調査)について民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応(以上については地方公共団体に委託する部分を除く)、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月目途に入札公告し、平成20年7月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年7月から平成21年3月までの9か月間</p>	厚生労働省

(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 (つづき)	<p>○ 就労条件総合調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年5月目途に入札公告し、平成20年8月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年8月から平成21年3月までの8か月間</p>	厚生労働省
	<p>○ 牛乳乳製品統計調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年1月までの2年3か月間</p>	農林水産省
	<p>○ 生鮮食料品価格・販売動向調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年2月までの2年4か月間</p>	
	<p>○ 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査(承認統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年7月目途に入札公告し、平成20年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成22年12月までの2年2か月間</p>	

<p>(3)その他、総務省及び関係府省が所管する統計調査 (つづき)</p>	<p>○ 経済産業省企業活動基本調査(指定統計調査)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月に入札公告し、平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成21年3月までの1年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(4)(独)統計センター</p>	<p>○ 鉄道車両等生産動態統計調査(指定統計調査)について、平成20年度に行う調査系統の見直し等を踏まえ、平成21年度から法の対象業務とする方向で検討を行う。</p> <p>宿泊旅行統計調査(承認統計調査)について、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して民間開放についての検討を行う。</p> <p>○ (独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。</p>	<p>国土交通省</p> <p>総務省</p>

2. 登記関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
証明書交付等事務(乙号事務)	<p>○ 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、平成22年度までに民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国550箇所(平成19年4月1日現在)のうち22箇所の登記所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の実施について、地図情報システムの全国展開に合わせて、順次、全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所に拡大し、平成22年度までに、当該登記所のすべてについて民間競争入札を実施する。</p>	法務省

3. 社会保険庁関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
国民年金保険料 収納事業	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施する国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成19年10月から22年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312箇所のうち95箇所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p> <hr/> <p>○ 国民年金保険料収納事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月までに入札公告し、同年10月から落札者による事業を実施。</p> <p>【契約期間】 平成20年10月から22年9月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312箇所のうち90箇所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を民間競争入札の対象とし、順次対象事務所を拡大する。</p>	厚生労働省

4. ハローワーク関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)ハローワークの職業紹介事業	<p>○ ハローワークの本庁舎内における職業紹介事業について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとし、具体的な制度設計にあたっては、監理委員会と連携しつつ、利用者の立場に立ち官と民のイコールフットイングが実質的に確保されるよう、官民の併設の具体的な在り方や情報提供の方法等を含め、十分に検討する。また、事業開始後においても、事業の実施状況についてのフォローアップにおける監理委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じる。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの本庁舎内で実施する、無料の職業紹介・職業相談（雇用保険受給者に対する失業認定の一環として実施する職業紹介・職業相談を除く。）、その他就職支援のための措置</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年度を目途に実施</p> <p>【契約期間】 事業実施から3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 ハローワーク渋谷、ハローワーク墨田（ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設）</p> <p>【法令の特例措置の整備】 上記措置を講じるため、法を一部改正し、所要の特例規定を整備する。</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 ハローワークの本庁舎内における職業紹介事業に関する官民競争入札又は民間競争入札については、上記措置に基づく事業の運営状況と官による運営状況とを比較する等により検証しつつ、契約期間終了後の在り方について検討する。</p>	内閣府及び厚生労働省

<p>(2)「人材銀行」事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「人材銀行」事業について、実施要項等に基づき適切に運営するとともに、今後の事業の在り方等についても次のとおり検討する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「人材銀行」で実施している管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国12箇所のうち東京、神奈川、福岡の3箇所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）と官が直接実施する他の「人材銀行」事業の運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(3)「キャリア交流プラザ」事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「キャリア交流プラザ」事業について、実施要項等に基づき適切に運営するとともに、今後の事業の在り方等についても次のとおり検討する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「キャリア交流プラザ」で実施している求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援の業務（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国15箇所のうち、北海道、埼玉、東京、愛知、京都、神奈川、新潟、福岡の8箇所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲の拡大措置】 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）と官が直接実施する他の「キャリア交流プラザ」事業の運営状況とを比較するとともに、過去の官又は民による運営状況等とを比較し、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、「キャリア交流プラザ」の就職支援事業に関する官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(4) 求人開拓事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「求人開拓」事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する業務</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から20年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国39地域のうち、青森東青、福岡筑豊の2地域</p>	<p>厚生労働省</p>
	<p>○ 平成20年度の「求人開拓」事業について、19年度事業に関する実施状況等を踏まえて実施要項の内容等について所要の見直しを行ったうえ、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から21年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国39地域のうち、北海道函館及び青森東青の2地域</p>	
	<p>○ 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）と官が直接実施する他の「求人開拓」事業や過去の官による運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、雇用失業情勢や入札状況に応じ、平成21年度以降の事業の在り方について更に検討する。なお、21年度以降に事業が実施される場合に備え、官民競争入札の実施の可能性や実施するとした場合の具体的な方法等について引き続き検討を行う。</p>	

5. 公物管理関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)水道施設の維持管理業務	<p>○ 水道法(昭和32年法律第177号)に基づき水道事業者等である地方公共団体が実施する水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、水道事業者等である各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に以下の措置を講じる。</p> <p>① 水道事業者等である地方公共団体が、その保有する施設や人員構成の実情を反映した最適な業務実施体制を検討するための手引きを作成・公表する。</p> <p>② 水道事業者等である地方公共団体に対し、民間委託を活用する場合には、第三者委託(水道法第24条の3に規定する水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託)等の包括的な民間委託のメリット、実施上の留意点等を踏まえ、その実施を検討すべきことについて周知する。 また、包括的な民間委託の実施に当たっては、より透明性・競争性の高い手法の活用を検討すべきこと、民間事業者の創意工夫をより活かすため、運転・維持管理やサービス水準の指標を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることを周知する。</p> <p>③ 第三者委託等の包括的な民間委託が円滑に行えるよう、第三者委託の手引きを作成・公表する。</p>	厚生労働省
(2)工業用水道施設の維持管理業務	<p>○ 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づき地方公共団体が実施する工業用水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>① 地方公共団体に対し、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について制限はないこと及び包括的な民間委託が実施可能であることを周知するとともに、その実施に当たっては、透明性・競争性が高く、より民間事業者の創意工夫が活かされる手法の活用を検討すべきことについて周知する(平成19年度)。</p> <p>② 地方公共団体における技術力の維持向上及び民間委託を実施した際の官民間の責任分担の明確化に資するため、引き続き工業用水道施設の運転、維持管理に関するマニュアルの作成事例の収集、取りまとめを進め、その一般的モデルを作成し公表する。</p> <p>③ 従来から取り組んでいる包括的な民間委託等に係る事例紹介について、その事例に係る具体的メリット、実施上の留意点及び要求仕様書の内容に重点を置いて取りまとめ、平成19年度中を目途に、地方公共団体に周知し公表する。</p>	経済産業省

<p>(3) 下水道関連施設の維持管理業務</p>	<p>○ 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づき地方公共団体が実施する下水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。</p> <p>① 地方公共団体に対し、下水処理場等の包括的な民間委託の実施の必要性について改めて周知するとともに、その実施に当たっては、より透明性・競争性を高め、民間事業者の創意工夫を活かす観点から、下水道の維持管理サービスに係る業務指標(PI)を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることなどを周知する(平成19年度)。</p> <p>② 管路施設の維持管理業務について、民間の創意工夫を活用した包括的な民間委託のあり方に関する検討会を設け、平成20年度中を目途に結論を得て公表する。</p> <p>③ 下水処理場等における包括的な民間委託の先事例を調査し、その具体的メリット、実施上の留意点等について、平成20年度中を目途に地方公共団体に周知し公表する。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(4) 都市公園の維持管理業務</p>	<p>○ (財)公園緑地管理財団等に包括的に委託を行っている、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号イに規定する公園(一の都府県を越えるような広域の見地から設置される国営公園。)の維持管理業務について、民間競争入札の対象事業とすることも視野に入れ、業務監督体制や競争入札に必要な維持管理水準の数値化等も含め、平成19年度に検討を行い、結論を得る。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(5) 国民公園の維持管理業務</p>	<p>○ 国民公園(「旧皇室苑地の運営に関する件」(昭和22年12月27日閣議決定)に基づき設置されているもの)の維持管理業務について、民間競争入札を実施するため、監理委員会と連携しつつ、入札等の対象となる公園、対象業務の範囲、実施予定時期、契約期間等について、平成22年度から落札者による事業を実施する方向で具体的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。</p>	<p>環境省</p>
<p>(6) 国立公園関係施設の維持管理業務</p>	<p>○ 自然公園法(昭和32年法律第161号)における公園事業として環境省が設置した施設の維持管理業務について、民間競争入札の対象とすることとし、入札等の対象となる施設、対象業務の範囲等について具体的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。</p>	<p>環境省</p>

6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)内閣府施設の運営等業務	<p>○ 内閣府の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、官民競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「永田町合同庁舎」(東京都)</p>	内閣府
(2)警察庁施設の運営等業務	<p>○ 警察庁の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「警察大学校」(東京都)</p>	警察庁
(3)総務省施設の運営等業務	<p>○ 総務省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「自治大学校」、「消防大学校」、「情報通信政策研究所」(何れも東京都)の3箇所</p>	総務省
(4)法務省施設の運営等業務	<p>○ 法務省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「法務省浦安総合センター」(千葉県)、「矯正研修所」(東京都)の2箇所</p>	法務省

<p>(5)外務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 外務省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「外務省研修所」(神奈川県)</p>	<p>外務省</p>
<p>(6)財務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 財務省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。また、対象官署及び入札実施方法等については、今後、検討を進め、平成19年中に結論を得ることとし、これを踏まえて、入札等の実施予定時期、契約期間は見直され得るものとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「財務本省研修所」(東京都)、「税関研修所」(千葉県)の2箇所及び「税務大学校」(全国10箇所、対象官署数等は今後検討)</p>	<p>財務省</p>
<p>(7)農林水産省施設の運営等業務</p>	<p>○ 農林水産省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所」(東京都)、「食料消費技術研修館」(東京都)、「農業技術研修館」(茨城県)、「生活技術研修館」(茨城県)、「森林技術総合研修所」(東京都)の5箇所</p>	<p>農林水産省</p>
<p>(8)経済産業省施設の運営等業務</p>	<p>○ 経済産業省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。なお、耐震補強改修工事の進捗状況を踏まえ、入札等の実施予定時期については見直され得るものとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「経済産業研修所」(東京都)</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(9)国土交通省 施設の運営等業務</p>	<p>○ 国土交通省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国土交通大学校」(東京都及び千葉県)</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(10)環境省施設の 運営等業務</p>	<p>○ 環境省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「環境調査研修所」(埼玉県)</p>	<p>環境省</p>
<p>(11)庁舎等施設の 運営等業務への 官民競争入札 等の活用に関する 検討</p>	<p>○ 関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運営業務への官民競争入札又は民間競争入札の活用について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行い、平成20年5月末までに結論を得る。</p> <p>○ 内閣府は、各府省の検討に資するよう、施設の管理・運営業務に関する官民競争入札又は民間競争入札実施にあたっての実施要項の標準例等を、監理委員会と連携しながら、各府省の意見を踏まえつつ、平成20年3月末までに策定する。</p> <p>○ 上記(2)～(10)の施設の管理・運営業務については、原則、民間競争入札を実施することとするが、今後、監理委員会において、法の趣旨・目的に照らして、民間事業者の創意工夫の活用等の観点から、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札・民間委託の実施の可能性についても検討する。 なお、内閣府は、民間競争入札に準じた手続の在り方を、監理委員会と連携しつつ、平成20年3月末までに策定する。</p>	<p>内閣府及び 関係府省</p>
<p>(12)警察庁の研 修関連業務</p>	<p>○ 警察庁の語学研修について、民間事業者の創意工夫の活用等の観点から民間競争入札の活用に向けた検討を進め、平成19年度中に結論を得る。</p>	<p>警察庁</p>

7. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)(独)国立公文書館の広報・普及啓発事業	○ (独)国立公文書館の体制等の充実のための方策について検討を行う中で、広報業務における民間競争入札の導入の可能性について検討し、監理委員会と連携しつつ、平成21年末までに結論を得る。	内閣府
(2)(独)国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業	○ (独)国民生活センターの教育・研修事業のうち、全国消費者フォーラム、企業研修の実施について、官民競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 全国消費者フォーラム、企業研修における受講者の募集業務をはじめとする運營業務 【入札等の実施予定時期】 平成21年10月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成21年10月から24年9月までの3年間	内閣府
(3)(独)国民生活センター施設の運営等業務	○ (独)国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運營業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 相模原事務所の管理研修棟、商品テスト棟、宿泊棟の3つの施設の企画・管理・運營業務 【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成21年4月から24年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国民生活センター相模原事務所(神奈川県)	内閣府
(4)(独)国民生活センターの広報・普及啓発事業	○ (独)国民生活センターの実施する広報・普及啓発事業について、効果的な情報発信・情報提供を行うため、広報媒体を見直し、雑誌の統廃合を行う。	内閣府
(5)(独)統計センターの大規模周期調査の符号格付業務	○ (独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。(再掲)	総務省

<p>(6)(独)国際協力機構の「海外移住資料館」の運営等業務</p>	<p>○ (独)国際協力機構の「海外移住資料館」の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置づけに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「海外移住資料館」の管理・運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「海外移住資料館」(神奈川県)</p>	<p>外務省</p>
<p>(7)(独)国際協力機構の「国際協力人材センター」の業務</p>	<p>○ (独)国際協力機構の「国際協力人材センター」の業務について、平成20年度に実施する企画競争による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際協力人材登録関連業務、国際協力キャリア相談関連業務、人材情報等の提供・活用促進関連業務、ホームページ(「PARTNER」)運営管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p>	<p>外務省</p>
<p>(8)(独)国際交流基金の「関西国際センター」の日本語研修事業</p>	<p>○ 「在日外交官日本語研修」に関する実施業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 在日外交官を対象とした日本語研修業務及び受講者の募集業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年3月までに入札公告し、20年6月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年6月から23年3月までの間。なお、各年度の事業終了後に実績状況の評価を行い、業務成績が要求水準に達しない場合は契約を解除する場合がある。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国際交流基金の「関西国際センター」(大阪府)</p>	<p>外務省</p>
<p>(9)(独)国際交流基金の文化芸術交流事業</p>	<p>○ (独)国際交流基金の文化芸術交流事業のうち、基金が主催する国内映画祭の実施業務について、民間競争入札の対象とする。このため、平成20年度に民間競争入札を実施し、同年度から落札者による業務を実施する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成20年度に実施する入札等の実施予定時期、契約期間を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、同年5月末までに策定する。</p>	<p>外務省</p>

(10)(独)国際交流基金の海外事務所等の運営等業務	○ (独)国際交流基金の海外事務所(全19箇所)の管理・運營業務について、民間活力の活用等の措置により、一層の効率化を図る。	外務省
(11)(独)造幣局の貨幣セット販売事業	○ (独)造幣局の貨幣セット販売に関する業務については、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点を踏まえつつ、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について検討する。	財務省
(12)(独)国立印刷局の「政府刊行物サービスセンター」事業	○ (独)国立印刷局の「政府刊行物サービスセンター」については、国立印刷局の業務・資産の見直しの結果を踏まえつつ、民間競争入札の実施の可否等について検討する。	財務省
(13)(独)大学入試センターの大学入試センター試験事業	○ (独)大学入試センターの大学入試センター試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独)大学入試センターの実施する出願受付、成績通知・提供を中心とした試験実施業務(試験問題作成業務等を除く。)とし、詳細の対象範囲について大学入試センター試験の公共性に留意しつつ引き続き検討 【入札等の実施予定時期】 平成21年度中に入札公告し、平成21年度に実施する試験から落札者による業務を実施 【契約期間】 平成21年度から原則3年以上の複数年間	文部科学省
(14)(独)国立科学博物館の設置・運営する「国立科学博物館」の施設運営等業務	○ (独)国立科学博物館の「国立科学博物館」の施設管理・運營業務(展示業務の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い平成20年度末までに結論を得る。その内容については、原則として次のとおりとする。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「国立科学博物館」の施設管理・運營業務(展示事業の企画等を除く。) 【入札等の実施予定時期】 現在、民間業者と締結している複数年契約が終了するのが平成21年度末であるため、平成20年度末までに平成22年度からの実施に向けた結論を得る。 【契約期間】 平成22年度から原則3年以上の複数年契約で実施する方向で検討を行う。 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国立科学博物館」(東京都)	文部科学省

<p>(15) (独) 国立美術館の設置・運営する美術館等の管理・運營業務</p>	<p>○ (独) 国立美術館の美術館等の管理・運營業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独) 国立美術館の美術館等の管理・運營業務(展示事業の企画等を除く。)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年10月までに入札公告し、21年4月から落札者による業務を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京国立近代美術館」本館及び工芸館(東京都)</p> <p>【平成22年以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(16) (独) 国立文化財機構の設置する「東京国立博物館」等の施設管理・運營業務</p>	<p>○ (独) 国立文化財機構の設置する東京国立博物館等の施設管理・運營業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運營業務(展示事業の企画等を除く。)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年10月から落札者による業務を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年10月から2年6月以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京国立博物館」、「東京文化財研究所」(東京都)</p> <p>【平成22年以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(17) (独) 科学技術振興機構の「日本科学未来館」の運営等業務</p>	<p>○ (独) 科学技術振興機構の「日本科学未来館」の企画・管理・運營業務について、平成19年度から一般競争入札による包括的な民間委託を実施中であるが、その実施状況も見極めつつ、当該民間委託が効率的・効果的な運営ではないと判断される場合には、民間競争入札の対象とすることも含めて改めて検討する。</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(18) 日本スポーツ振興センターの設置・運営するスポーツ施設等の運営等業務</p>	<p>○ (独)日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 スポーツ施設の管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年度中に入札公告し、21年度から落札者による運営等業務を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国立霞ヶ丘競技場」(東京都)、「国立代々木競技場」(東京都)、「国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター中核拠点施設」(東京都)の3箇所</p> <p>【平成22年以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 入札対象範囲の拡大等について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(19) 日本芸術文化振興会の設置・運営する劇場等の運営等業務</p>	<p>○ (独)日本芸術文化振興会の劇場等の管理・運営等業務について、民間競争入札の実施の可否等を検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(20) (独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務</p>	<p>○ (独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「プラザ平成」の会議施設に係る企画・管理・運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成19年12月までに入札公告し、20年4月から落札者による運営等業務を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」(東京都)</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(21) (独) 日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務</p>	<p>○ (独) 日本学生支援機構の全国13箇所の国際交流会館のうち2館について、現在、(財) 日本国際教育支援協会に委託している管理・運営業務について民間競争入札を実施するとともに、その成果を検証する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「広島国際交流会館」及び「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 「広島国際交流会館」については、平成20年4月から落札者による管理・運営業務を実施 「大阪第二国際交流会館」については、「広島国際交流会館」における入札実施状況等を踏まえ実施要項について所要の見直しを行ったうえ、適切な時期に入札公告し、平成21年4月から落札者による管理・運営業務を実施</p> <p>【契約期間】 「広島国際交流会館」については、平成20年4月から23年3月までの3年間 「大阪第二国際交流会館」については、平成21年4月から24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県) 及び「大阪第二国際交流会館」(大阪府)</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(22) (独) 国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の運営等業務</p>	<p>○ (独) 国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」の管理・運営業務については、機能の明確化の観点から、これを平成20年度末に廃止する。また、施設の売却や他機関への移管等その他の活用方法についても、同年度末までに結論が得られるよう検討を行う。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 国立大学財務・経営センターの全国2箇所の「キャンパス・イノベーションセンター」(東京都及び大阪府)</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(23) (独) 高齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高齢期雇用就業支援コーナー」事業</p>	<p>○ (独) 高齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高齢期雇用就業支援コーナー」(全国47箇所)について、利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減をしたうえ、重点実施箇所として都市部等に存続する常設型施設において、民間競争入札を実施することとし、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成20年5月末までに策定する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導</p> <p>【契約期間】 原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国3箇所程度</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(24) (独)労働政策研究・研修機構の「労働大学校」運営等業務</p>	<p>○ (独)労働政策研究・研修機構の設置・運営する「労働大学校」の施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「労働大学校」(埼玉県)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(25) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「アビリティガーデン」におけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び職業訓練の実施に関する業務のうち、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コース</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から20年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「アビリティガーデン(生涯職業能力開発促進センター)」(東京都)</p> <p>○ 「アビリティガーデン」は廃止するが、(独)雇用・能力開発機構の他の事業について官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、上記の民間競争入札の検証結果等を踏まえることとする。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(26) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における職業体験事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。なお、独立行政法人整理合理化計画の策定に伴い、必要な見直しを行う。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「私のしごと館」における適職の選択等、若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種(「私のしごと館」自らが実施しているもの)に関する体験事業</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)雇用・能力開発機構「私のしごと館」(京都府)</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(27) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター(全国62箇所)の行う業務について、特に在職者訓練のうち情報・通信系、居住系、管理・事務系等の訓練について、国が真に担う必要性につき精査し、真に必要性の認められるもの以外のものを廃止する。 ○ 既に民間委託を実施している離職者訓練について、民間競争入札の活用を検討等、委託業者の選定方法の見直しも含め、就職率の向上等、一層のサービスの質の向上のための取り組みを進めることとする。 	<p>厚生労働省</p>
<p>(28) (独)労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務について、全ての労災病院に係る同業務を本部において一括して民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務(集金代行業務)、分割支払の相談業務、居所不明者に係る住所等の調査業務のすべて</p> <p>【契約期間】 平成21年度から3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全ての労災病院等(35病院)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(29) (独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。 <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務(集金代行業務)、分割支払の相談業務、居所不明者に係る住所等の調査業務のすべて</p> <p>【入札等の実施予定時期】 本年度中に入札公告し、来年度から事業を開始する。</p> <p>【契約期間】 平成20年度から3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国146病院中80病院程度</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況を見つつ、民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(30) (独)家畜改良センターの「中央畜産研修施設」の運営等業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)家畜改良センターの「中央畜産研修施設」の管理・運営業務について、民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。 <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央畜産研修施設」(福島県)</p>	<p>農林水産省</p>

<p>(31) (独) 経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務</p>	<p>○ (独) 経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務について、民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 JIPデータベース及びRIETI-TIDに係るサーバーの保守・管理、データの更新等データベースの維持管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度から2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(32) (独) 経済産業研究所の中国語ホームページの維持管理業務</p>	<p>○ (独) 経済産業研究所の中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 中国語ホームページの更新・保守管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度から2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(33) (独) 工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修業務</p>	<p>○ (独) 工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修業務について、民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 知的財産専門人材向け審査基準討論研修、検索エキスパート研修(中級)、中小・ベンチャー企業向け研修(特許侵害警告模擬研修)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度から2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(34) (独) 工業所有権情報・研修館の情報関連事業</p>	<p>○ 特許庁で構築中の新業務システム(平成22年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、電子出願ソフト開発事業、公報システム開発事業については、新システムの運用開始に合わせて廃止し、工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成事業については、新システムの運用開始に合わせて段階的(平成22年度及び平成25年度)に廃止する。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(35) (独) 日本貿易振興機構の外国企業誘致担当者育成事業</p>	<p>○ (独) 日本貿易振興機構の外国企業誘致担当者育成事業について、官民競争入札等の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 研修プログラムの策定・運営、会場確保、広報業務等</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度から2年間</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(36) (独) 日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務</p>	<p>○ (独) 日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務について、官民競争入札等の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国内外で開催される見本市のデータ収集、見本市・展示会情報総合サイトJ-messe内の見本市データベースの管理・運営等業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度から2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(37) (独) 日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業</p>	<p>○ (独) 日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業について、原則、平成21年度に官民競争入札等を実施することとし、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年5月末までに策定する。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(38) (独) 日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務</p>	<p>○ (独) 日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務について、官民競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際機関および200カ国・地域を超える世界の経済・貿易等資料の選定・収集と整理、同じく世界全域をカバーする数十の商用データベースの契約と提供、さらにこれらを対象としたビジネス展開に直結するレファレンスサービス、および「ビジネスライブラリー」における利用者サービスと閲覧室管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年度から2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「ビジネスライブラリー」(東京都)、「ビジネスライブラリー」(大阪府)の2箇所</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(39) (独) 日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務</p>	<p>○ (独) 日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務について、官民競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 開発途上国・地域の経済・政治・社会などに関する学術研究書、新聞、雑誌、地図等の収集・整理・閲覧、開発途上国・地域の目録作成、資料・情報に関する各種レファレンス対応業務、機関リポジトリ、各種データベース及びウェブサイト構築・管理等アジア経済研究所図書館の運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年度から2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「アジア経済研究所図書館」(千葉県)</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(40)(独)情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報処理技術者試験事業を実施している(独)情報処理推進機構の地方支部については、平成19年度に全国9地方支部のうち2地方支部(四国及び沖縄)を廃止する。その他の地方支部が実施している試験会場の確保及び運営業務に関しては、落札者により実施する業務全般の評価も踏まえつつ、個々の地方支部ごとに費用対効果を分析し、必要性を検討した上で、当該支部が実施してきた試験の安定実施に支障を来すおそれがないことが確認できたときは、監理委員会と連携しながら民間競争入札を活用し、次期中期目標期間終了までに廃止等の見直しを行う。 ○ 香川県及び沖縄県において、四国及び沖縄地方支部が実施してきた試験会場の確保及び運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 ○ 落札者により実施する業務全般の評価を踏まえ、試験の安定実施に支障を来すおそれがないときは、経済産業省産業構造審議会における情報処理技術者試験制度の見直しの結果を踏まえつつ、平成20年度以降、監理委員会と連携しながら民間競争入札の活用を検討する。 	<p>経済産業省</p>
<p>(41)(独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業及び施設の運営等業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運営業務について、すべての大学校において、官民競争入札又は民間競争入札の導入を図ることとし、その際、旭川校で実施中のモデル事業で抽出された課題(事業受託者による地域ニーズを反映した研修企画の在り方、事業受託者選定の際の評価の在り方等)を踏まえ、対処する。その内容は、原則として次のとおりとする。 <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 「中小企業大学校」各校における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 2校(中小企業大学校直方校(福岡県)及び中小企業大学校旭川校(北海道))について平成20年度中に入札公告し、平成21年度事業から実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度事業から、原則5事業年度分</p> <p>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 次期中期目標期間中に、モデル事業及び平成21年度事業より実施する事業の実施状況等を踏まえ、その他の大学校への導入を図る。</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(42)自動車検査(独)の自動車検査業務</p>	<p>○ 自動車検査(独)の「中央実習センター」の管理・運營業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央実習センター」(東京都)</p> <p>○ 自動車検査(独)の自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から原則2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東検査部管内23事務所 (東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城、山梨)</p> <p>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記の民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、全国への拡大を検討する。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(43)(独)国際観光振興機構の海外観光宣伝事務所の業務</p>	<p>○ 海外観光宣伝事務所が行う旅行博覧会や展示会等への出展業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 出展申込み、共同出展者の募集に係る連絡業務、ブースデザイン案の作成・施工、ブースアテンド業務等</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度実施分から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度実施分について対象業務終了までの間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全13箇所の事務所のうち1事務所</p> <p>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置等】 上記措置に基づく事業の実施状況を踏まえ、旅行博覧会や展示会等への出展業務に係る民間競争入札の対象の拡大等について更に検討する。 また、対象とした業務以外の海外観光宣伝事務所における運営等業務については、機構全体の見直しの中での事務所機能強化の考え方を充分踏まえつつ、官民競争入札等の実施を含めて、民間活力を活用する方向で早急に検討するものとする。</p>	<p>国土交通省</p>

<p>(44) (独)国際観光振興機構の通訳案内士試験事業</p>	<p>○ 通訳案内士試験業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 筆記試験問題案作成、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年中に入札公告し、平成21年度試験分から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度実施分から2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 試験会場の確保業務は原則全ての試験会場について実施</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(45) (独)都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務</p>	<p>○ (独)都市再生機構の「UR営業センター」におけるすべての業務、及びUR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>① 「UR営業センター」におけるすべての業務(契約事務、入居資格確認、契約内容等の説明等)。</p> <p>② 民間競争入札の対象とする「UR営業センター」のうちの機構が指定する1箇所については、①の業務と機構が指定する当該UR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務(住宅の下見や周辺環境等に関する情報提供、仮予約の受付等)を合わせて対象。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</p> <p>① 全国で3箇所(「UR営業センター」におけるすべての業務)</p> <p>② 全国で1箇所(「UR営業センター」におけるすべての業務、及び当該UR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務)</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(46) (独)環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務</p>	<p>○ (独)環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務について、補償財源の確実な徴収の実施について留意しつつ、民間競争入札を行う。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 申告書等の送付及び受理点検、申告・納付説明会の開催、制度の普及宣伝、申告・納付の協力要請</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から26年3月までの5年間</p>	<p>環境省</p>

<p>(47) (独)駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務</p>	<p>○ (独)駐留軍等労働者労務管理機構が管理し、運用する機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を行う。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 機構本部(運用管理センター)内における稼働管理、セキュリティ管理、障害対応及びヘルプサポート等</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成23年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)駐留軍等労働者労務管理機構の本部(運用管理センター)</p>	<p>防衛省</p>
<p>(48) 独立行政法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討</p>	<p>○ 上記以外の独立行政法人関連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。</p> <p>○ 上記の独立行政法人の業務については、原則、官民競争入札又は民間競争入札を実施、検討等を行うこととするが、今後、監理委員会において、法の趣旨・目的に照らして、民間事業者の創意工夫の活用等の観点から、官民競争入札又は民間競争入札に準じた手続による一般競争入札・民間委託の実施の可能性についても検討する。</p> <p>なお、内閣府は、官民競争入札・民間競争入札に準じた手続の在り方を、監理委員会と連携しつつ、平成20年3月末までに策定する。</p>	<p>内閣府及び関係府省</p>

8. 窓口関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)住民異動届に関する業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民異動届に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省
(2)住民票の写し等の交付業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省
(3)戸籍の附票の写しの交付業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住民基本台帳法に基づく戸籍の付票の写しの交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省
(4)印鑑登録申請に関する業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、印鑑登録申請に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省
(5)印鑑登録証明書等の交付業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、印鑑登録証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省
(6)住居表示証明書の交付業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、住居表示証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省
(7)地方税法に基づく納税証明書の交付業務	○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、地方税法に基づく納税証明書の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。	内閣府及び総務省

<p>(8)戸籍の届出に関する業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、戸籍法に基づく戸籍の届出に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び法務省</p>
<p>(9)戸籍謄抄本等の交付業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、戸籍法に基づく戸籍謄抄本等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び法務省</p>
<p>(10)外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、外国人登録法に基づく外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び法務省</p>
<p>(11)転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、学校教育法施行令に基づく転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知業務(教育委員会から市町村に事務委任されている場合)に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び文部科学省</p>
<p>(12)埋葬・火葬許可に関する業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、墓地、埋葬等に関する法律に基づく埋葬・火葬許可に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(13)国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、国民健康保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(14)老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、老人保健法に基づく各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>

<p>(15)介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、介護保険法に基づく各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(16)国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、国民年金法に基づく国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(17)妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、母子保健法に基づく妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(18)飼い犬の登録に関する業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(19)狂犬病予防注射済票の交付業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射済票の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(20)児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、児童手当法に基づく各種請求書・届出書の受付に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(21)精神障害者保健福祉手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>

<p>(22)身体障害者手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(23)療育手帳の交付業務(市町村の経由事務)</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、療育手帳の交付業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び厚生労働省</p>
<p>(24)自動車臨時運行許可に関する業務</p>	<p>○ 市町村の出張所・連絡所等の窓口関連業務のうち、道路運送車両法に基づく自動車臨時運行許可に関する業務に関し、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する。</p>	<p>内閣府及び国土交通省</p>

9. 徴収関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1) 地方公共団体が設置する病院の医業未収金の徴収業務	○ 総務省で策定した「公立病院改革ガイドライン」の自治体病院の経営の効率化との観点を踏まえ、地方公共団体において実施する病院の医業未収金の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、全国の先進的な取組み事例を周知するなど、平成19年度中に必要な措置を講じる。	総務省
(2) 日本放送協会の受信料の徴収業務	○ 日本放送協会の受信料の徴収業務のうち、地域スタッフとの個別契約によって行われている契約取次業務、集金業務、口座振替の利用促進業務、住所確認業務等について、業務効率化及び受信料の公平負担の確保の観点から、日本放送協会において、これを見直し、必要な民間活用を更に推進する。	総務省 日本放送協会
(3) 国立大学病院の医業未収金の徴収業務	○ 国立大学法人における医業未収金の徴収業務については、業務の効率化や未収金の回収を促進するため、民間活用等の一層の推進を含めて検討を行う。	文部科学省
(4) 公営住宅の滞納家賃の徴収業務	○ 地方公共団体において実施する公営住宅の滞納家賃の徴収業務のうち、電話、文書による自主的納付の勧奨、居所不明者に係る住所等の調査業務等について、各地方公共団体において費用対効果、個人情報保護の観点から十分検討したうえで、その判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、公営住宅に関する先進的な取組み事例の調査を行った上で、平成19年中に当該先進事例を地方公共団体に周知する。	国土交通省
(5) 公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方の検討	○ 公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討する。	内閣府及び関係府省

10. その他

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)地方公共団 体 が 実 施 す る 業 務 へ の 官 民 競 争 入 札 等 の 活 用 に 関 す る 検 討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する業務については、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、法に基づく官民競争入札等を活用することにつき、検討を行う。 	内閣府及び 関係府省
(2)その他官民競 争 入 札 等 の 導 入 等 に 向 け た 取 組 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで提出された民間事業者等からの提案のうち、実現できていないものについても、引き続き、法に基づく廃止又は官民競争入札若しくは民間競争入札の対象とすることにつき、検討を行う。 ○ 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨、文化芸術や科学技術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する。 	内閣府及び 関係府省